

令和2年8月11日

美作市長 萩原誠司様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 春名貞和

美作市情報公開条例（平成17年美作市条例第10号）第12条1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年8月7日付美作ク管第52号に係る下記の諮問について、別紙とおり答申いたします。

記

①美作市クリーンセンター建設に係る全ての審査委員会（構成9人）の議事録及び配布資料一式、②平成24年10月5日開催の美作クリーンセンター建設特別委員会で配布された資料一式の公開請求に対し、部分公開とした決定（美作ク管第10号）に対する、本件審査請求人（以下「審査請求人」という。）がした審査請求についての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

実施機関が行った、本件公文書部分公開決定は妥当である。

第2 審査請求及び審査の経緯

1 審査請求人からの公開請求

審査請求人は、平成31年4月22日、美作市長（以下「実施機関」という。）に対し、美作市情報公開条例（平成17年美作市条例第10号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、①美作市クリーンセンター建設に係る全ての審査委員会（構成9人）の議事録及び配布資料一式、②平成24年10月5日開催の美作クリーンセンター建設特別委員会で配布された資料一式について、公文書の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、上記1の公開請求に対し、令和元年5月9日付美作ク管第10号により公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年6月17日、本件決定を不服として実施機関に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

4 諮問

実施機関は、令和元年8月7日付美作ク管第52号、条例第12条第1項の規定により、美作市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問を行った。

5 審査会の開催

当審査会は、令和元年10月21日、令和元年度第1回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、審議を行ったほか、令和2年3月30日、令和元年度第2回美作市情報公開・個人情報保護審査会を、令和2年6月8日、令和

2年度第1回美作市情報公開・個人情報保護審査会をそれぞれ開催し、審議を行った。いずれの審査会においても本件公文書のインカメラ審査を行った。

6 公文書の審査請求にかかる意見

実施機関が、令和元年7月30日、各企業に対し、本件公文書の公開・部分公開・非公開の意向につき意見聴取を行ったところ、いずれも非公開の意見であった。

第3 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、全部公開することを求めるものである。

2 審査請求の理由及び主張

審査請求人の審査請求の理由及び主張は、要約すると、条例第9条第3号に該当するかの判断においては実質的に判断すべきであること、公表されている価格審査結果と同様に公開されるべきである、と考えられることを主な理由としている。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書で述べている説明は以下のとおりである。

本件公文書は、配布資料中の法人（国及び地方公共団体は除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第9条第3号に該当するため。

第5 当審査会の判断

1 文書の特定

本件公文書に関し非公開とされたのは、①美作市クリーンセンター建設に係る全ての審査委員会（構成9人）の議事録及び配布資料一式、②平成24年10月5日開催の美作クリーンセンター建設特別委員会で配布された資料一式のうち美作市クリーンセンター建設工事のプロポーザルに参加した企業から提出された技術提案書の各項目内容そのものが掲載されている部分であるところ、実施機関が、審査請求人に対し、審査請求の対象文書を再確認したところ、公開を求める公文書は、上記提出された技術提案書のうちの建設施設の維持管理費に関する公文書、すなわち「第7号様式—17 ②維持管理費に関する事項」及び「第7号様式—34 ②維持管理費に関する事項」であることが判明した。

そこで、当審査会では、上記公文書に関して判断することとする。

2 条例第9条第3号該当性

当審査会は、本件公文書の記載内容を確認する、いわゆるインカメラ審査を行った。

その結果、本件公文書には、プロポーザルを行った企業が有するノウハウの内容、特許技術、特許取得予定の技術そのもの及びそれら技術を用いて分析・算出された結果（金額、数値等）が記載されていることが判明した。

本件公文書を公開した場合、公募に応じた当該企業の技術力が明らかになることにつながり、これらの情報を収集した競合他社による対抗的な事業活動が行われ、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

なお、本件文書に記載されている数値は、発注者が一定の条件を示してそれを前提として数値を算出して記載されているため、競合他社が当該数値を見れば、前提条件と相まって当該企業の技術力を推認することが可能となるので、その後の入札において、当該企業がどのような条件を提示するのか予測することが容易になると認められる。そのため、公表されている価格審査結果と本件公文書とでは意味合いが異なり、前者が公表されているからといって、そのことが後者を開示すべきであるとの根拠とはなりえない。

したがって、条例第9条第3号に該当する。

3 付言

なお、本件審査請求に関しては、理由付記や教示の手続き上の問題があったことが判明している。この点に関しては、令和2年3月26日に、実施機関が審査請求人に対し謝罪し、既に手続き上の問題について解決していることから当審査会では手続き上の問題については判断していない。これは、手続の瑕疵を理由として当該処分を取消したとしても、再び非公開決定がやり直され再び不服審査になるよりは、審査請求人が再度の不服審査の負担を受忍する手続き的選択をしない限り、結果として早期の権利保障に役立つと解されることによるものである。

しかしながら、条例が公文書の不開示理由を付記すべきとしている趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保しその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあると解されることから、本件においても、不開示の理由について具体的に記載すべきであったことを付言する。

また、行政不服審査法（平成26年法律第68号）が教示をすべきとしている趣旨は、通常、不服申立てを利用することが簡単でないことに鑑み、簡便な行政救済システムとして広く不服申立手続きを利用できるように、不服申立ての対象の処分となるか否か、どの行政庁に対し、いつまでに可能か等について知らしめるためであることから、今後は適切に教示すべきであることを付言する。

4 結論

以上より、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

以上